

王卿移就簾子數仰召大臣令返侍御厨子所供膳或此間仰左衛門府、捕池魚於料理所備供御膳給侍臣

〔雅亮裝束抄一〕だいきやうのこと

ないらんのいゑにもやのだいきやうを略中あくといふことあり、えんちかく三
げんのあくをうちて、さうじのしりかくるほどなるをたてり、それは志りをかけてこいをきり
て、御さかなにまいらするなり、そのあくは、さのかみのかたにうちて、まんをあげて、はう丁トをそ
んざ御覽するなり、はう丁トしは、五ゐ六ゐをきらはす、いゑのものをめざる、

〔古事談一道后宮〕鳥羽院御前ニテ有酒宴之日、刑部卿家長朝臣奉仕庖丁之間、可破魚頭之由有仰
事、其時或人云、魚頭ハ折櫃尻ニテ破候也ト云々、可然之由有勅定爰其人失其立座、御棚ナル菓子
中、餅入タル折櫃ヲ乍入餅ヲバ隱之、ウツブセニヨキタリケレバ、其上ニテ安々破タリケリ、有叢
感ト云々、ヤガテ餅ヲバ途ニ人ニミセズシテ、乍折櫃件ノ人トリノケテケリ、家長ハ此恩イカニ
シテ報ゼムト思ケレド、便宜モナカリケルマニ、家長ヤヲラヨリテ、油ヲトリテ皆飲テ返シ置了、シソクサ
シニユキタリケルマニ、家長寄テ見テ、油ノツヤト候ハデ消テ候ケリト被申ケリ、

〔古今著聞集十八食〕保延六年十月十二日、白河仙洞に行幸の時、御前にて盃酌有けり、家成卿右兵衛
の督にて侍けるに、包丁すべきよしさた有けれども辭し申けるを、ある殿上人、鯉を彼卿のまへ
にをきてけり、徳大寺左大臣右大將にて侍りけるが、天氣をまつにこそと奏せられたりければ、
主上わたらせ給ひて、す、めさせおはしましければ、家成つかうまつりけり、群臣興に入て目を
すましけるとぞ、

〔台記〕康治二年十月廿七日庚戌拂曉視魚于網代、午刻歸洛、於網代所獲鯉便出舊厨源行方庖丁、割
甚易見者無不羨、賓客兩三輩羞酒、